

「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をT&Dフィナンシャル生命のホームページ上でいつでも簡単に閲覧することができます

スマートフォンでアクセス

ご契約のしおり・約款 特別勘定のしおり



インターネットでアクセス

1 T&Dフィナンシャル生命のHPにアクセスしてください。

T&Dフィナンシャル生命

URL <https://www.tdf-life.co.jp>

2 [Web約款番号・特別勘定のしおり番号]入力欄に5桁の番号を入力して をクリックしてください。

「ご契約のしおり・約款」を見る⇒【26027】
「特別勘定のしおり」を見る ⇒【01326】

Web約款番号
特別勘定のしおり番号 5桁の番号入力

「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」の冊子をご希望のお客さま

お申込時に、タブレット端末または申込書にて「冊子を希望」を選択してください。

後日、お客さまへ「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」の冊子をお送りします。

お申込後でも、「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」の冊子をご希望される場合は請求いただくことができます。

ご希望の場合は、T&Dフィナンシャル生命お客さまサービスセンターへお申出ください。

ご契約の際には「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください

■「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」は、ご契約内容に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

■「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」はご契約についての大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずご一読ください。

くわしくは、この保険の販売資格をもつ募集代理店の担当者(生命保険募集人)にご相談ください。

お申込みいただく際には、お客さまのライフプランなどのほか、公的保険制度の保障内容も踏まえてご検討ください。

■公的保険について

【金融庁ホームページ】

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>



生命保険募集人について

■募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとT&Dフィナンシャル生命との保険契約締結の媒介を行なう者であり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対してT&Dフィナンシャル生命が承諾したときに有効に成立します。

変額保険の販売資格について

■変額保険の販売資格は、(一社)生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し(一社)生命保険協会において変額保険販売資格が登録された生命保険募集人のみが有し、その生命保険募集人のみが変額保険の取扱を行なうことができます。生命保険募集人の権限等の確認を希望される場合は、T&Dフィナンシャル生命お客さまサービスセンターまでお問合せください。

募集代理店からのご説明事項

■法令等の規制により、お客さまのお勤め先等によっては、お申込みいただけない場合があります。

■生命保険契約はお客さまと引受保険会社との契約となり、保険契約のお引受や保険金等のお支払は引受保険会社が行ないます。

■募集代理店による元本および利回り等の保証はありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他のお取引に影響を及ぼすことはありません。

(お問合せ、ご照会)

【募集代理店】

(ご契約後のご照会)

【引受保険会社】

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

【お客さまサービスセンター】 ☎ 0120-302-572

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日等を除く)

【ホームページ】 <https://www.tdf-life.co.jp>

「T&D保険グループ」はグループ名称であり、保険会社の名称ではありません。

本保険契約の締結については、T&Dフィナンシャル生命が引受保険会社となります。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

あんしんリターン

無配当変額個人年金保険(年金原資保証・V型)

契約締結前交付書面 (契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込に際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。
ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

商品説明動画は

▼こちら▼



この商品は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

特別勘定の運用実績等により、損失が生じる可能性があります。

【引受保険会社】

T&Dフィナンシャル生命

あんしんリターン

大切な資産をあんしんの
資産成長も期待で
年金原資保証で守りつつ
きる生命保険です

あんしん

年金原資と運用期間中の死亡保険金額は
基本保険金額を100%最低保証します

リターン

特別勘定により
資産がふえる期待をもてます

老後資金の準備として
元本割れなどの大きな
資産運用を始めたいが、
リスクは避けたい方に。

年金原資保証と運用の
両立を求めたい方に。



この保険には投資リスクがあります。くわしくは、P.22「注意喚起情報」をご覧ください。

あんしんリターン のポイント

Point 1 年金原資保証

運用期間満了時に年金原資は
**基本保険金額(一時払保険料相当額)が
100%最低保証されます**

! 運用期間中に解約・減額などをされた場合には、一時払保険料相当額の年金原資は最低保証されません。

くわしくはP.5をご覧ください ▶

Point 2 運用期間と 受取方法

運用期間は10年。
運用期間満了後は **年金として
受け取れます**

くわしくはP.6をご覧ください ▶

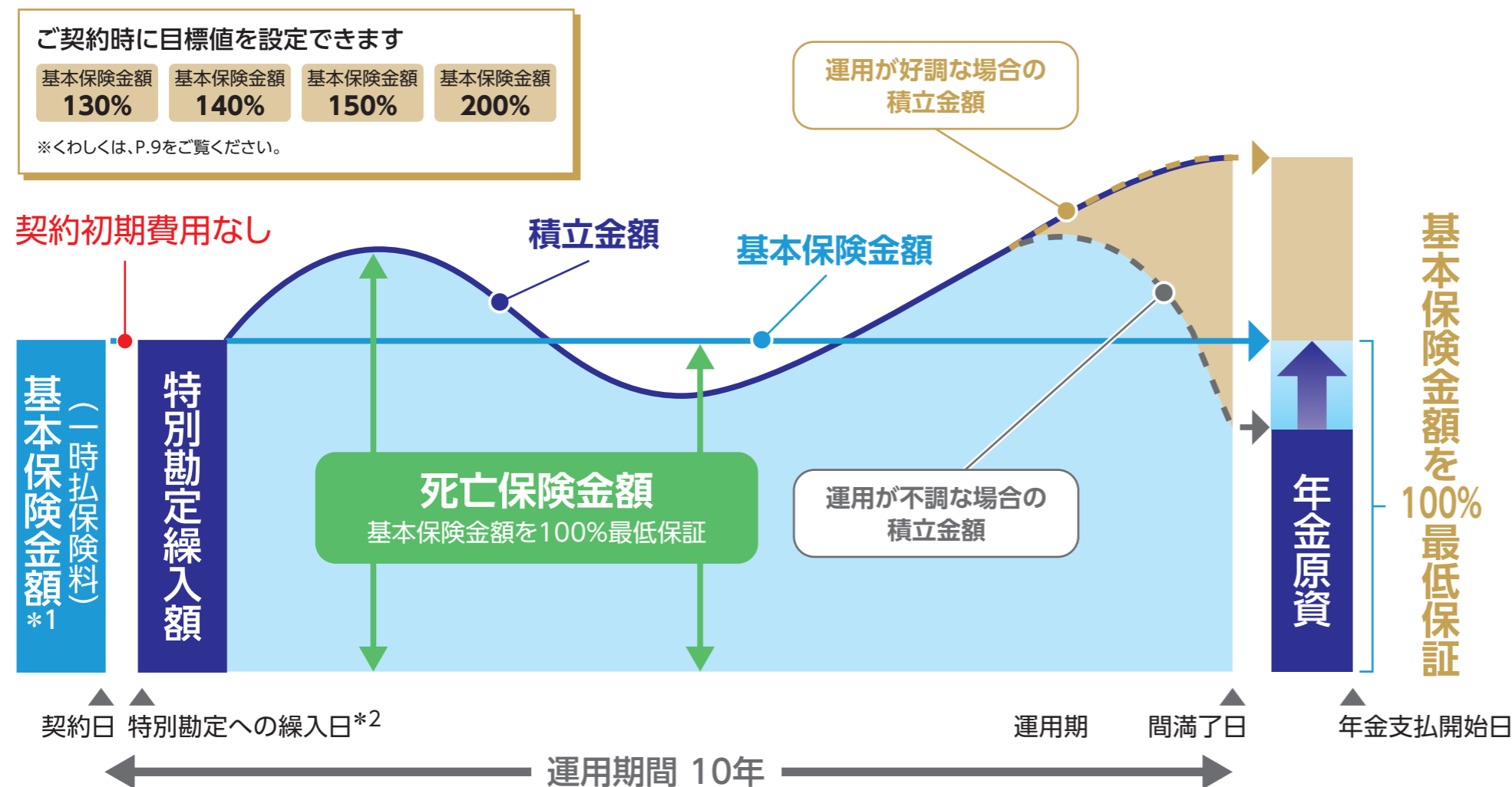
Point 3 特別勘定

運用期間中は、**一時払保険料の全部を
特別勘定で運用します**

! この保険には投資リスクがあります。
くわしくは、P.22「注意喚起情報」をご覧ください。

くわしくはP.7~8をご覧ください ▶

しくみ図(イメージ) しくみ図(イメージ)は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。



*1 ご契約時の基本保険金額は一時払保険料と同額になります。
*2 申込日からその日を含めて8日目、契約日、承諾日のいずれか遅い日末に特別勘定に繰り入れます。

! 特別勘定の運用実績によっては目標値に到達しない場合もあります。
また、特別勘定の運用実績および解約控除率の適用により、解約払戻金額は一時払保険料を下回る可能性があります。解約払戻金について、くわしくはP.19をご覧ください。

受取方法の選択が可能です

- 年金原資確保型終身年金**
被保険者が生存している限り年金をお受取りいただけます。
年金原資確保型終身年金
 - 確定年金**
あらかじめ定めた期間、一定金額の年金をお受取りいただけます。
確定年金
 - 一括受取**
年金支払開始日に年金でのお受取に代えて、年金原資を一括でお受取りいただけます。
年金原資
一括受取
- ※受取方法について、くわしくはP.17をご覧ください。

終身保険への移行も可能です

年金支払開始日を移行日として、終身保険移行特約を付加することにより、定額終身保険への移行も可能です。
年金原資 定額終身保険

※くわしくは、P.18をご覧ください。

Point 1 年金原資保証

Point

運用期間満了時に

年金原資は基本保険金額(一時払保険料相当額)が100%最低保証されます

- 年金支払開始日の前日における積立金額が基本保険金額を下回っていても、年金原資は基本保険金額が最低保証されます。
- 年金原資額の一括受取をご選択された場合についても、基本保険金額が最低保証されます。

※運用期間中に積立金額を減額した場合は、年金原資の最低保証は減額後の基本保険金額となります。

積立金額が基本保険金額を上回っていた場合

【イメージ】



積立金額が基本保険金額を下回っていた場合

【イメージ】



運用期間中に解約・減額などをされた場合には、一時払保険料相当額の年金原資は最低保証されません。

死亡保険金額について

死亡保険金額は基本保険金額(一時払保険料相当額)が100%最低保証されます

- 運用期間中に被保険者がお亡くなりになった日の積立金額が基本保険金額を下回っていても、基本保険金額が死亡保険金額として最低保証されます。
- 死亡保険金額は被保険者がお亡くなりになった日の積立金額または基本保険金額のいずれか大きい金額となります。

※運用期間中に積立金額を減額した場合は、死亡保険金の最低保証は減額後の基本保険金額となります。

Point 2 運用期間と受取方法

Point

運用期間

運用期間は「10年」です ※運用期間の短縮、延長はできません。

- 運用期間中は特別勘定(ファンド)で運用を行いません。
※特別勘定(ファンド)について、くわしくはP.7~8をご覧ください。

受取方法

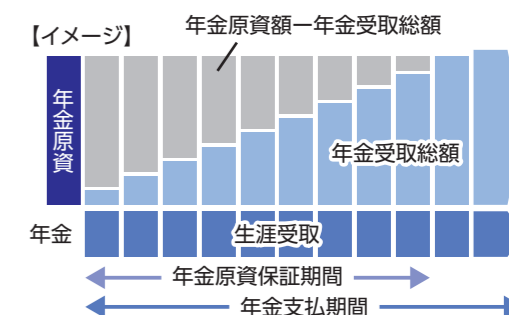
Point

運用期間満了後の受取方法をご選択いただけます

年金原資確保型終身年金

被保険者が生存している限り年金をお受取りいただけます。

- 年金原資保証期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、年金原資額からすでにお支払事由が生じた年金の合計額を差し引いた残額をお受取りいただけます。
※残額がない場合は支払われません。



確定年金

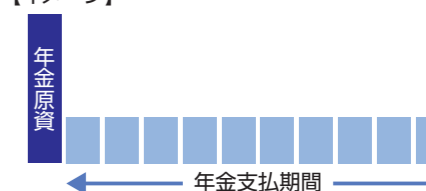
あらかじめ定めた期間、一定額の年金をお受取りいただけます。

- 年金支払期間はつぎの年数から選択できます。

【年金支払期間】

5年	10年	15年	20年
25年	30年	35年	40年

【イメージ】



- 年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、「年金支払期間の残存期間に対する年金の現価」に相当する金額を一時金でお受取りいただけます。
※年金支払開始年齢によっては選択できない年金支払期間があります。

年金原資の一括受取

年金支払開始日に年金でのお受取に代えて、年金原資を一括でお受取りいただけます。

※年金の受取方法および一括受取について、くわしくはP.17をご覧ください。

Point 3 特別勘定

特別勘定について

特別勘定名称	米国株式VT5.0
投資信託名	Nasdaq-100 VT5.0 VA戦略ファンド(適格機関投資家限定私募)
運用会社名	ソシエテ・ジェネラル・オスマン・マネジメント株式会社

●特別勘定の特色

1. 特別勘定は、投資信託で運用します。
2. 投資信託は、**参照戦略**の動きに連動する投資成果を目指します。
※ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●運用に関する費用*1

年率0.088%(税抜0.080%)

【特別勘定の主な投資対象となる投資信託の信託財産に対して、運用に関する費用(年率)／365を毎日控除】

*1 主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・有価証券の売買委託手数料などがかかる場合があります。これらの費用は取引量などによって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。また、特別勘定にて利用する投資信託が投資対象とする戦略連動債において、参照する指数の計算・公表・その他の運営に係る費用として、指数値に対して年率0.5%の戦略手数料が控除されます。なお、運用に関する費用は、将来変更される可能性があります。

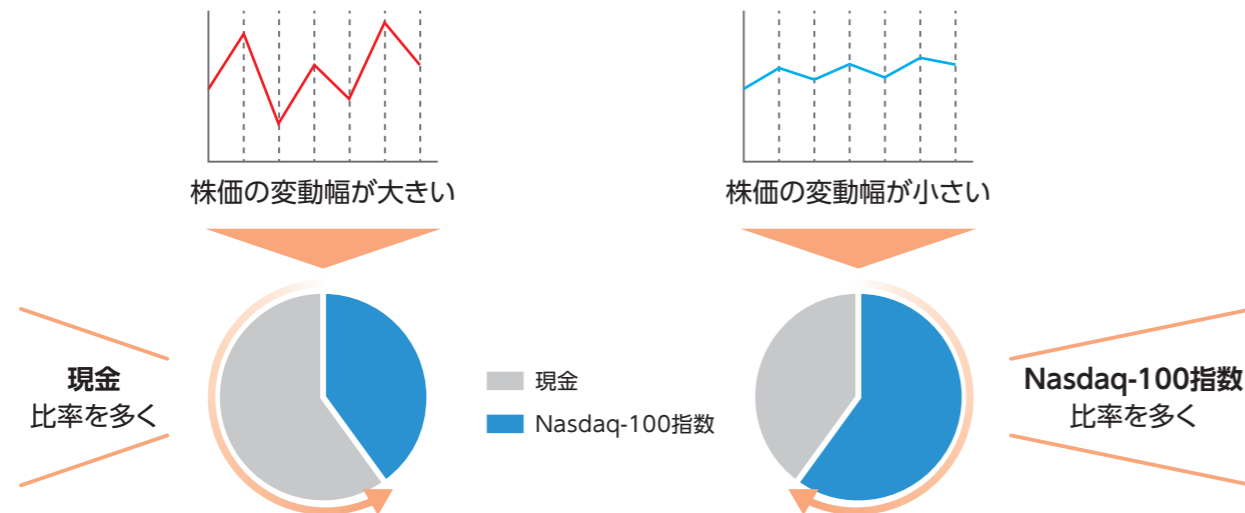
Point

参照戦略について

名称／**Nasdaq-100 VT5.0 VA戦略**

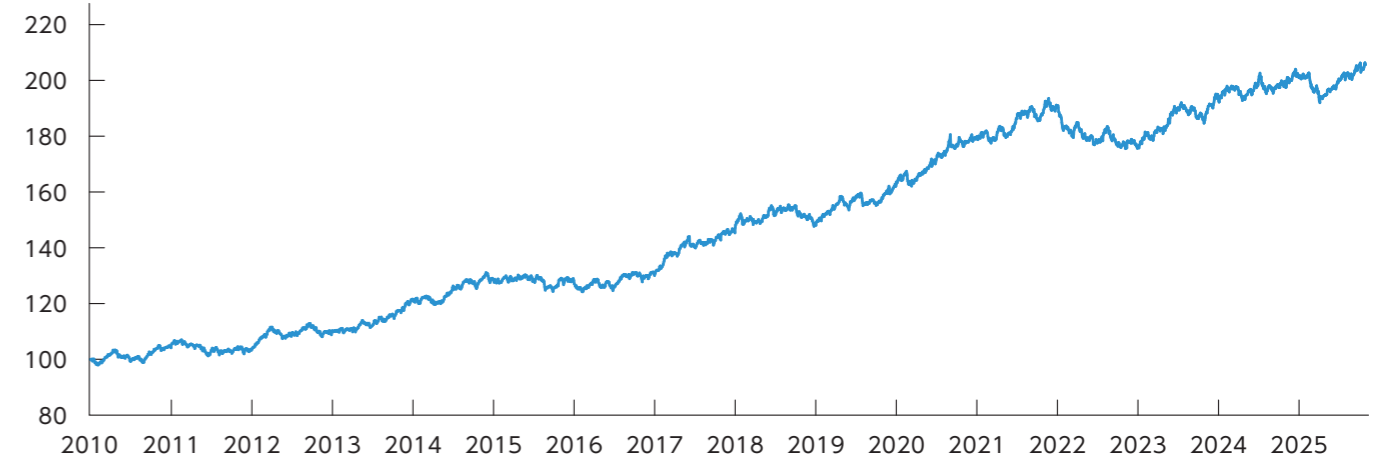
- 1 投資対象はNasdaq-100指数のみです。
- 2 投資配分比率の調整を行ない、年間の変動率(値動き)5%程度の実現を目指します。
- 3 戦略のリターンには、日本円の短期金利相当が加算されます。

【投資配分比率の調整イメージ】



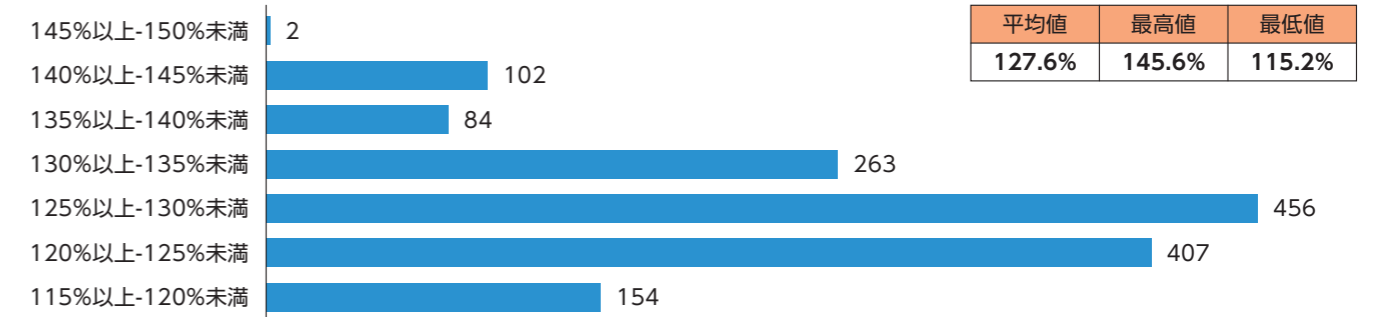
※特別勘定(ファンド)について、くわしくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

参照戦略の値の推移(2010年1月4日を100として算出)*1

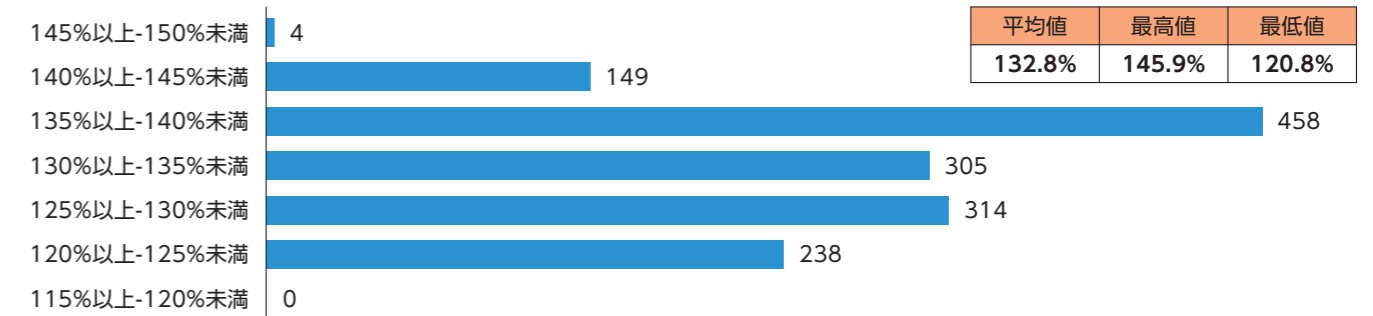


*1 このグラフは、「Nasdaq-100 VT5.0 VA戦略」と同じ運用手法に従って運用したと仮定し計算したデータに基づいて、2010年1月4日を100として算出した当参照戦略の推移をグラフ化したものです。

年金原資額シミュレーション*2



解約払戻金の最大値シミュレーション*2



*2 2010年1月4日～2025年10月30日の間で運用期間10年を確保できる1468ケースから集計。「年金原資額シミュレーション」は、運用期間満了日の特別勘定の時価÷契約日の特別勘定の時価で算出。「解約払戻金の最大値シミュレーション」は、運用期間中の解約払戻金の最大値÷契約日の特別勘定の時価で算出。各ケースは、「Nasdaq-100 VT5.0 VA戦略」と同じ運用手法に従って運用したと仮定し計算したデータから保険関係費用の年率2.5%と運用に関する費用の年率0.088%を日次で控除し算出しています。



上記のシミュレーションは、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の運用成果を表したものではありません。また将来の運用成果を示唆あるいは確実性を保証するものではありません。各種情報の内容につきましては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。T&Dフィナンシャル生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害について一切の責任を負いません。

運用の目標値について

目標値到達時終身保険移行特約
※本特約の中途付加はできません。

目標値到達時終身保険移行特約

Point ご契約時に目標値を、130%・140%・150%・200%からご選択いただきます

基本保険金額 130%	基本保険金額 140%	基本保険金額 150%	基本保険金額 200%
-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

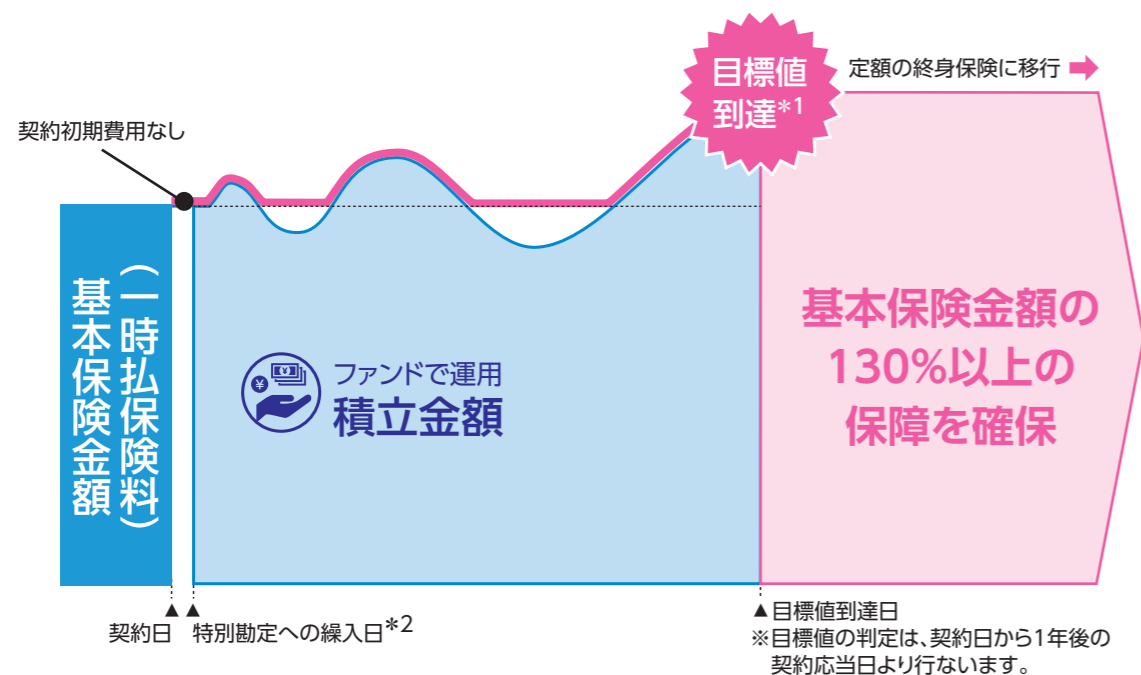
- 目標値到達の判定は、つぎの期間で毎営業日行ないます。
契約日から1年後の契約応当日より、年金支払開始日の3か月前における月単位の契約応当日の前日まで
- 目標値に到達した場合、T&Dフィナンシャル生命より**原則5営業日以内**に「目標値到達のご案内」を発送します。
- 目標値に到達した場合、自動的に運用成果を確保し、特別勘定による運用から一般勘定による定額の終身保険に移行します。目標値到達後、特別勘定による運用実績の変動の影響は受けません。
- 目標値は、運用期間中に変更することができます。
- T&Dフィナンシャル生命お客さまサービスセンター(TEL:0120-302-572)へのお電話で何度でも変更が可能です。

※目標値到達時終身保険移行特約について、くわしくはP.18をご覧ください。



【しくみ図(イメージ)】

しくみ図(イメージ)は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。



*1 目標値の到達は、「解約払戻金額(積立金額-解約控除額)」で判定します。くわしくは、P.18をご覧ください。

*2 申込日からその日を含めて8日目、契約日、承諾日のいずれか遅い日末に特別勘定に繰り入れます。



特別勘定の運用実績によっては目標値に到達しない場合もあります。

特約

年金支払移行特約(I型)

年金支払移行特約(I型)

この特約を付加することにより将来の死亡保障に代えて、年金で受け取ることができます

- この特約は、契約日より1年経過以後、年金支払開始日前までの範囲であれば付加することができます。ただし、この特約を付加される日の前日の解約払戻金額に基づき計算された年金額が10万円に満たない場合は、この特約を付加することができません。また、この保険の一部に対してこの特約を付加することはできません。
- この特約を付加することにより受け取れる年金の種類は、つぎのとおりです。
 - ・確定年金(年金支払期間:5年・10年・15年・20年・25年・30年・36年)
 - ・年金原資確保型終身年金
 - ・保証期間付終身年金*1

*1 保証期間付終身年金は、年金支払移行特約(I型)付加時のみ選択できます。

※年金支払移行特約(I型)について、くわしくはP.18をご覧ください。



年金支払移行特約(I型)を付加された場合、年金原資の最低保証はなくなります。

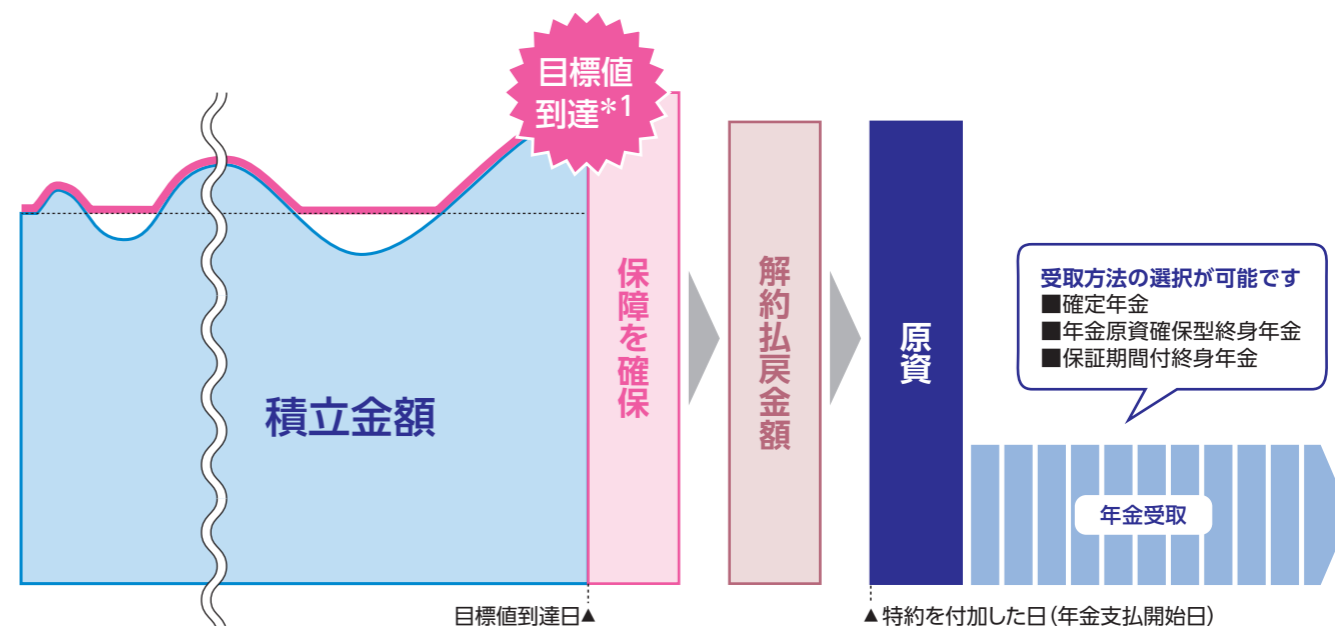
Point

目標値に到達時、解約払戻金を原資として年金でお受取りいただくこともできます

- 目標値到達時終身保険移行特約を付加している場合、目標値に到達した際に、年金受取されたいときは、年金支払移行特約(I型)を付加することで解約払戻金を原資とした年金での受取も可能です。

【しくみ図(イメージ)】

(契約日から1年後の契約応当日以降)



*1 目標値の到達は、「解約払戻金額(積立金額-解約控除額)」で判定します。くわしくは、P.18をご覧ください。

終身保険移行特約

この特約を付加することにより、年金原資の全部*1を原資とした定額終身保険に移行することができます

- 年金支払開始日を移行日として、定額終身保険に移行することができます。
- この特約を付加し定額終身保険に移行した場合、特別勘定での運用から一般勘定に移行されます。
- 定額終身保険移行後、特別勘定による運用実績の変動の影響は受けません。

*1 この保険の一部に対してこの特約を付加することはできません。

※終身保険移行特約について、くわしくはP.18をご覧ください。



死亡保険金受取人の指定範囲 (以下の範囲で1契約あたり最大8名まで指定可能)



指定代理請求特約

- 年金の受取人が年金を請求できない特別な事情があるとT&Dフィナンシャル生命が認めた場合、**指定代理請求人が年金(一括受取含む)を請求**することができます。
- この特約で請求した年金(一括受取含む)は、**指定代理請求人の口座に振り込む**こともできます。

対象となる年金	指定代理請求人の範囲*2	年金の振込先
<ul style="list-style-type: none"> ・主契約の年金*1 ・年金支払移行特約(I型)による年金*1 ・新遺族年金支払特約による年金 	<ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の戸籍上の配偶者 ②被保険者の直系血族 ③被保険者の3親等内の親族 ※その他上記以外で特別な事情があると、T&Dフィナンシャル生命が認めた方 	本人口座 または 指定代理請求人 口座

*1 受取人と被保険者が同一人の場合。

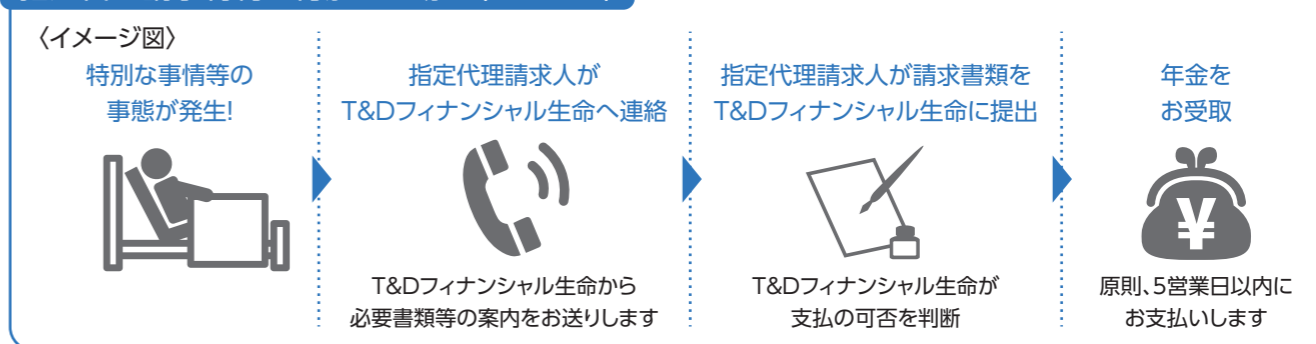
*2 新遺族年金支払特約の場合、①~③における「被保険者」は「受取人」と読み替えます。



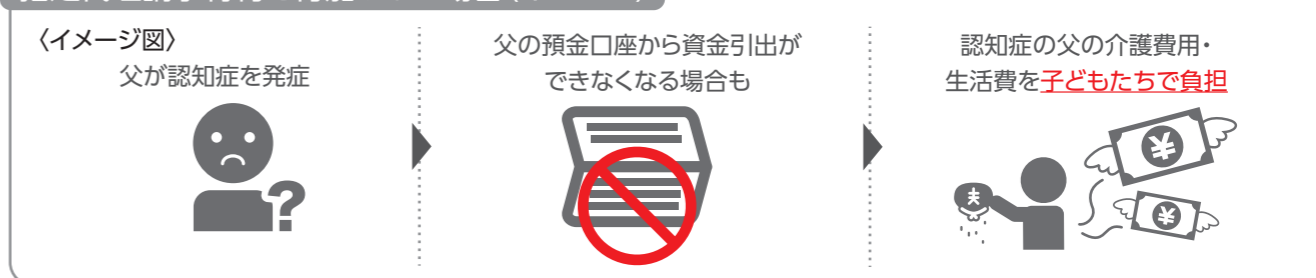
預金の引出等のご不便へのそなえ

- 要介護状態や認知症になり意思表示等が困難な場合、**本人が預金の引出等**を行なうことができないこともあります。
- 指定代理請求特約を活用することで、その様な事態にそなえることができます。

指定代理請求特約を付加した場合(イメージ)



指定代理請求特約を付加しない場合(イメージ)





運用状況の確認方法について

当社ホームページにてご確認ください。また、運用状況をお知らせする通知をお客さま宛てにご郵送いたします。



- URL** <https://www.tdf-life.co.jp>
- 運用状況や運用レポート
 - 各種変更手続き
 - 契約内容照会



- 0120-302-572** 受付時間9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)
- ご契約内容やご住所の変更等の受付
 - ご契約内容に関するご質問、お問合せの受付
 - 運用状況のご照会受付
 - ご解約・保険金のご請求受付



- 「ご契約内容のお知らせ」(年1回、毎年の契約応当日以降に発送)
- 「業績のお知らせ」「特別勘定の現況(決算のお知らせ)」(年1回、年度末(3月末)で作成、7～8月に発送)

特別勘定のユニットプライス 推移グラフ

ユニットプライスとは、特別勘定資産のユニット数(口数)1口に対する価額のことをいいます。特別勘定設定時におけるユニットプライスは100でスタートし、特別勘定資産の評価を反映して日々計算されます。なお、ユニットプライスの計算にあたっては、特別勘定の運用に関する費用を控除します。



充実したアフターフォロー お電話やインターネットで簡単に手続き・ご請求ができます

ご契約に関するサービス

		電話サービス	インターネットサービス
情報提供	契約内容照会	●	●
	運用状況のお知らせ	*1	*1
電話・インターネットで完了するお手続き	住所変更、生命保険料控除証明書の再発行	●	●
	解約 ※基本保険金額が5,000万円以下の場合に限ります。	●	●
書類が必要なお手続き	解約	●	●
	死亡保険金(各種給付金)請求	●	●
	名義変更/改姓、保険証券再発行 契約内容の変更 ※積立金額の減額は電話サービスのみとなります。	●	●

ご利用いただけるサポート

		ご照会	ご利用申込*2
健康相談・健康サポート	M3 Patient Support Program® スマートフォンやパソコンから24時間365日、医師に相談できる等のサービスを提供します。	●	●
権利や財産を守るための相談先紹介サービス	成年後見センター・リーガルサポート (くわしくはこちらから) 成年後見制度をはじめとした、判断力が不十分な方の権利や財産を守るための相談先を紹介するサービスです。 	●	●
大切なご契約をご家族がサポート	ご家族あんしんサービス(ご家族登録制度) (くわしくはこちらから) 契約者だけでなく登録されたご家族でも、ご契約内容のご確認や手続き書類の送付依頼ができる制度です。 	●	●
健康増進・オフタイム充実コンテンツ	T&Dクラブオフ 国内外のリゾートホテルやレジャー施設等がお得な優待料金でご利用いただけます。	●	●

*1 こちらはショートメッセージサービスでの情報提供となります。

*2 「T&D クラブオフ」については、T&D クラブオフアライアンス事務局で承ります。

※サービスメニューによりご利用可能時間が異なります。また、保険種類、契約内容によりご提供できるサービス内容が異なります。

※「ご利用いただけるサポート」について、くわしくはご契約時にお渡しする「サービスガイド」をご確認ください。

※「M3 Patient Support Program®」は「エムスリー株式会社」、「T&D クラブオフ」は「株式会社リロクラブ」が、T&Dフィナンシャル生命との提携により提供するサービスです。

※これらのサービスやサポートは、2026年5月現在のものであり、将来変更される場合があります。

インターネットサービスのご利用について

初めてインターネットサービスをご利用の際は、利用申込手続きが必要となります。

インターネットサービスの
利用申込手続きに
ついてはこちら



契約締結前交付書面(契約概要)

無配当変額個人年金保険(年金原資保証・V型)

- この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「[ご契約のしおり・約款](#)」に記載しておりますのでご確認ください。

1 引受保険会社の商号と住所等について

- 商号 …… T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
- 住所 …… 〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1
- お問合せ先 …… T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター
☎ 0120-302-572
ホームページ <https://www.tdf-life.co.jp>

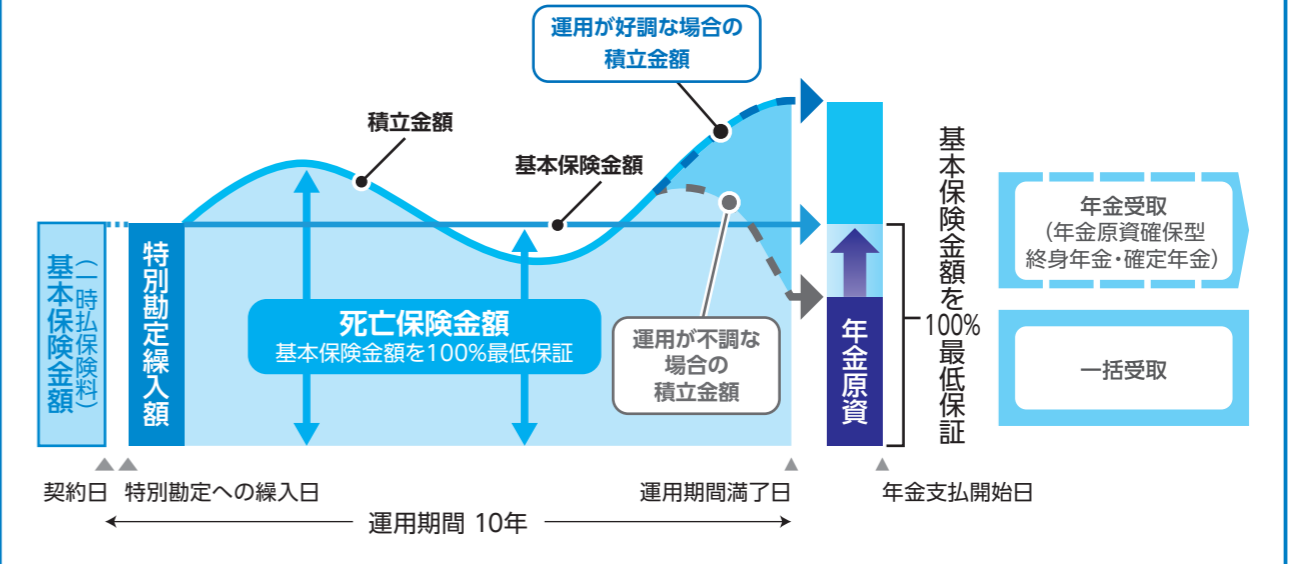
2 この商品の仕組みについて

- 「あんしんリターン」は、特別勘定の運用実績に基づき、死亡保険金額・積立金額・解約払戻金額などが日々変動(増減)する変額個人年金保険(生命保険)です。
- 一時払保険料の全額を、申込日からその日を含めて8日目、契約日、承諾日のいずれか遅い日(その日がT&Dフィナンシャル生命の営業日でない場合は翌営業日)末に特別勘定に繰り入れます。
- 運用期間は10年となります。
- 運用期間満了日後は、特別勘定による運用を行ないませんので、年金額は毎年所定の金額になります。

- 特別勘定の資産運用は主に戦略連動債に投資をする投資信託を通じて行なわれ、投資信託は参照戦略の動きに連動する投資成果を目指します。参照戦略は、株価などの変動の影響を受け、投資信託の基準価額および特別勘定の運用実績は、参照戦略の動きに応じて変動します。
- 解約払戻金額は、特別勘定の運用実績および解約控除率の適用により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

しくみ図(イメージ)

しくみ図(イメージ)は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。



⚠ 解約・減額時の解約払戻金に最低保証はありません。

基本保険金額について

- ご契約時の基本保険金額は一時払保険料と同額となります。
- 死亡保険金額は基本保険金額が最低保証されます。また、運用期間満了時の年金原資は基本保険金額が最低保証されます。

積立金・積立金額について

- 積立金とは、特別勘定資産のうち、この保険契約に係る部分のことをいい、積立金額は、特別勘定資産の運用実績により増減します。

3 保障内容について

名称	お支払事由	お支払金額	お受取人
死亡保険金	被保険者が年金支払開始日(被保険者の年齢が年金支払開始年齢に到達した直後の契約応当日)前に死亡したとき	被保険者が死亡された日の積立金額または基本保険金額のいずれか大きい金額	死亡保険金受取人

- 死亡保険金が支払われた場合、ご契約は消滅します。
- 契約日から2年以内に被保険者が自殺した場合、契約者が故意に被保険者を死亡させた場合等は、死亡保険金のお支払いができない場合があります。くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

4 年金のお受取について

名称	概要
確定年金	<ul style="list-style-type: none"> ●あらかじめ定めた期間、一定の金額の年金をお受取りいただけます。 ●年金支払期間中に年金でのお受取に代えて、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を一括でお受取りいただけます。 ●年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額を一時金でお支払いします。 <p>【年金支払期間】 5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年</p>
年金原資確保型終身年金	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が生存している限り年金をお受取りいただけます。 ●年金原資保証期間中に年金でのお受取に代えて、年金原資額からすでにお支払事由が生じた年金の合計額を差し引いた金額に相当する金額を一括でお受取りいただけます。その場合、ご契約は消滅します。 ●年金原資保証期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、年金原資額からすでにお支払事由が生じた年金の合計額を差し引いた金額に相当する金額を一時金でお支払いします。 <p>【年金原資保証期間】 年金支払開始日からその日を含めてお支払いした年金の合計額がはじめて年金原資額以上となる第2回以後の年金支払日の前日までの期間</p>
一括受取	●年金でのお受取に代えて、年金原資を一括でお受取りいただけます。

- 将来お受取になる年金額は、年金原資(年金支払開始日の前日における積立金額または基本保険金額のいずれか大きい金額)および年金支払開始日における基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づき計算されるため、ご契約時には定まっておりません。
- 年金原資などに基づき計算された年金額が10万円に満たないときは、年金でのお支払を行わず、年金支払開始日の前日における積立金額または基本保険金額のうちいずれか大きい金額を一時金としてお支払いし、ご契約は消滅します。
- この保険の年金額の上限は3,000万円とします。3,000万円を超える場合は年金額を3,000万円とし、3,000万円を超える部分を将来の年金支払いに代えて、第1回年金支払時に一時金としてお支払いいたします。また、T&Dフィナンシャル生命の他の生命保険に加入されている場合は、他の保険の第1回年金額の総額と、この保険の第1回年金額との合計額の上限を3,000万円として、この保険の年金を支払うものとして、上記合計額が3,000万円を超える場合は、この保険の年金額を他の保険の第1回年金額の総額と3,000万円との差額とします。

5 主な特約について

名称	概要
終身保険移行特約 (年金支払開始日を移行日として中途付加可能)	<ul style="list-style-type: none"> ●この特約を付加することにより、年金原資*1を原資とした定額終身保険に移行することができます。 ●終身保険移行日以後は、特別勘定での運用を行ないません。 ●定額終身保険移行後、特別勘定による運用実績の変動の影響は受けません。 ●この特約のみの解約をすることができません。
目標値到達時終身保険移行特約 (ご契約時にのみ付加可能)	<ul style="list-style-type: none"> ●この特約を付加することにより、解約払戻金額が目標値に到達した場合、自動的に特別勘定での運用から一般勘定による定額終身保険に移行することができます。 ●この特約は中途付加できません。 ●目標値は、ご契約時に基本保険金額の130%、140%、150%、200%よりお選びいただけます。 ●目標値の到達は契約日から1年後の契約応当日から、年金支払開始日の3か月前における月単位の契約応当日の前日まで毎営業日判定します。 ●目標値到達後、特別勘定による運用実績の変動の影響は受けません。なお、目標値の到達は、解約払戻金額で判定され、特別勘定による運用実績の変動、解約控除率が適用されます。 ●契約者は定額終身保険への移行日前に限り、この特約を解約することができます。
年金支払移行特約(I型) (契約日から1年を経過している場合に付加可能)	<ul style="list-style-type: none"> ●この特約を付加することにより、解約払戻金の全部*1を原資として将来の保険金等に代えて、年金受取に移行することができます。 ●この特約を付加し年金支払に移行した場合、特別勘定での運用から一般勘定に移行されます。 ●この特約を付加することにより受け取れる年金の種類は、「確定年金(年金支払期間:5年・10年・15年・20年・25年・30年・36年)」「保証期間付終身年金(保証期間:5年・10年・15年・20年)」「年金原資確保型終身年金」です。 ●年金額が10万円に満たない場合、お取扱いできません。*2 ●被保険者の年齢によっては、付加できない場合があります。 ●この特約のみの解約をすることができません。
新遺族年金支払特約 (中途付加可能)	<ul style="list-style-type: none"> ●この特約を付加することにより、死亡保険金の全部または一部を、一時金に代えて確定年金で受け取ることができます。 ●この特約を付加し確定年金を受け取る場合、特別勘定での運用を行ないません。 ●年金額が10万円に満たない場合、お取扱いできません。 ●契約者は死亡保険金のお支払事由発生前に限り、この特約を解約することができます。
指定代理請求特約 (ご契約時もしくは中途付加可能)	●この特約を付加することにより、年金の受取人である被保険者が年金を請求できない特別な事情があるとT&Dフィナンシャル生命が認めた場合に、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が年金の受取人の代理人として、年金を請求することができます。

*1 この保険の一部に対してこの特約を付加することはできません。
*2 年金の種類が確定年金または年金原資確保型終身年金の場合で、特約年金受取人が、年金支払開始日に年金の一括請求をする場合を除きます。

6 ご契約の引受条件について

契約年齢 (被保険者の契約日の満年齢)	確定年金	20～75歳
	年金原資確保型終身年金	30～75歳
基本保険金額 (一時払保険料)		100万円以上、9億円以下(1,000円単位)*1
保険料払込方法		一時払
運用期間 (契約日から年金支払開始日の前日までの期間)		10年
年金支払開始年齢 (被保険者の年齢)	確定年金	30～85歳
	年金原資確保型終身年金	40～85歳
確定年金の年金支払期間満了日における被保険者の年齢		105歳以下
年金受取人		契約者または被保険者

*1 同一の被保険者について、基本保険金額(一時払保険料)はこの保険(すでに加入されているこの保険を含みます)と、T&Dフィナンシャル生命所定の保険を通算して10億円を超えることはできません。

※この保険は金融情勢等によっては、一部の契約形態において、お取扱を一時停止する場合があります。



●一時払保険料等、具体的なご契約の内容については、「契約申込書」に記入*1していただきますので、お申込の際には、この「契約概要」と「契約申込書」にて、ご契約内容を必ずご確認ください。

*1 電磁的方法による場合は申込画面への入力。

7 配当金について

■この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

8 解約払戻金について

■運用期間中であれば、この保険は解約・減額をすることができます。

■解約の場合の解約払戻金額は、解約日における「積立金額」から「解約控除額(積立金額×解約控除率)」を差し引いた金額となります。

※解約日が特別勘定への繰入日前の場合には、基本保険金額に相当する金額を解約払戻金としてお支払いします。

■一部解約(積立金額の減額)の場合の解約払戻金額は、減額日における積立金額の減額部分から「解約控除額(積立金額の減額部分×解約控除率)」を差し引いた金額となります。

※積立金額を減額した場合、基本保険金額も同時に同じ割合で減額されます。

※減額日が特別勘定への繰入日前の場合には、積立金額に代えて、減額する基本保険金額をご指定いただけます。

※解約控除率について、くわしくはP.22「注意喚起情報」をご覧ください。



解約払戻金額の最低保証はありません。特別勘定の運用実績および解約控除率の適用により、**解約払戻金額は一時払保険料を下回る可能性があります。**

9 特別勘定グループおよび特別勘定の種類などについて

- お申し込みいただいた保険料は1つの特別勘定に繰り入れます。
- この保険では、1つまたは2つ以上の特別勘定を1つの特別勘定グループとして設定しています。
- 契約者をご契約時にご選択いただける特別勘定は、「あんしんリターン(VH型)」の特別勘定グループに属する特別勘定(今後T&Dフィナンシャル生命がこのグループの特別勘定に新たに定めるものを含む)に限定されます。
- 特別勘定グループに属する特別勘定および特別勘定の主な投資信託の運用方針などはつぎのとおりです。

特別勘定名	主な投資対象となる投資信託の運用方針
米国株式VT5.0 (909)	《投資信託名》Nasdaq-100 VT5.0 VA戦略ファンド(適格機関投資家限定私募) 《運用会社》ソシエテ・ジェネラル・オスマン・マネジメント株式会社 ◆投資信託は、参照戦略の動きに連動する投資成果を目指します。投資配分比率の調整を行ない、年間の変動率(値動き)5%程度の実現を目指します。

■特別勘定(ファンド)の主な投資リスクには、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスクなどがあります。この保険では資産の運用実績が直接、積立金額、解約払戻金額などに反映されることから、資産の運用成果および投資リスクはともに契約者に帰属します。



●特別勘定の主な投資対象となる投資信託については、運用手法の変更、運用資産額の変動などの理由により、投資信託の種類、運用方針、運用会社を今後変更することがあります。また、新たな特別勘定を設定したり、すでに設定された特別勘定を廃止することや複数の特別勘定を統合することがあります。

●特別勘定について、くわしくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

※これらの投資信託は主としてマザーファンド受益証券に投資するため、マザーファンドを通じた実質的な運用方針を記載しております。

10 特別勘定資産の評価方法について

■日々、特別勘定資産の評価を行ない、その実績を積立金の増減に反映します。

■特別勘定資産の評価方法は、つぎのとおりとします。ただし、この評価方法については、今後変更することがあります。

①有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準じた取扱いが適当とされる資産については、時価評価を行ないません。ただし、当日の価格入手が困難な有価証券などについては、前日の価格を用いて時価評価を行ないません。

②上記①以外の資産については、原価法によるものとします。

③為替予約、先物・オプション取引などのデリバティブ取引により生じる債権および債務については、時価評価するものとし、その評価差額(含み損益)を損益に計上するものとします。

11 諸費用について

■ご契約の維持・管理等に必要な費用は、お客さまにご負担いただきます。ご負担いただく諸費用についてくわしくはP.21「注意喚起情報」をご覧ください。

契約締結前交付書面(注意喚起情報)

無配当変額個人年金保険(年金原資保証・V型)

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込に際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「[ご契約のしおり・約款](#)」に記載しておりますのでご確認ください。

この保険に係る費用はつぎの合計となります

●運用期間中

項目	内容	費用
保険関係費用	ご契約の締結および維持等に必要費用 (死亡保険金額および年金原資額を最低保証するための費用を含みます)	年率 2.5% 【積立金額に対して、保険関係費用(年率) / 365を毎日控除】
運用に関する費用*1	投資信託の運用に必要な費用	年率 0.088% (税抜0.080%) 【特別勘定の主な投資対象となる投資信託の信託財産に対して、運用に関する費用(年率) / 365を毎日控除】

*1 主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・有価証券の売買委託手数料などがかかります。これらの費用は取引量などによって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。また、特別勘定にて利用する投資信託が投資対象とする戦略連動債において、参照する指数の計算・公表・その他の運営に係る費用として、指数値に対して年率0.5%の戦略手数料が控除されます。なお、運用に関する費用は、将来変更される可能性があります。

この保険に係る費用はつぎの合計となります

●年金支払開始日以後

項目	費用
年金の支払管理等に必要な費用	年金額に対して 1.0% *2 (年金支払開始日以後、毎年の年金支払日に控除します)*3 ※年金支払移行特約(I型)、新遺族年金支払特約により年金をお受取りになる場合を含みます。

- *2 年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。
- *3 つぎの年金額については、年金の支払管理等に必要な費用は控除されません。
 - ・確定年金の場合:年金支払期間の最終年の年金額
 - ・保証期間付終身年金の場合:保証期間の最終年の年金額
 - ・年金原資確保型終身年金の場合:年金原資保証期間の最終年の年金額

●解約または減額をした場合

項目	費用
解約または減額をした場合に必要費用	運用期間中に解約または減額される際には、積立金額(減額については積立金額の減額部分)に対して、経過年数に応じてつぎの解約控除率(下表)がかかります。

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
解約控除率	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%
経過年数	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
解約控除率	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%

この保険にはつぎのようなリスクがあります

この保険は、特別勘定の運用実績に基づき、死亡保険金額・積立金額・解約払戻金額などが日々変動(増減)する変額個人年金保険(生命保険)です。

特別勘定の資産運用は主に戦略連動債に投資をする投資信託を通じて行なわれ、投資信託は参照戦略の動きに連動する投資成果を目指します。

参照戦略は、株価などの変動の影響を受け、投資信託の基準価額および特別勘定の運用実績は、参照戦略の動きに応じて変動します。そのため、つぎの金額について一時払保険料を下回ることがあります。

- 解約払戻金額は、特別勘定の運用実績および解約控除率の適用により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

特別勘定	投資信託が実質的に投資する戦略
米国株式VT5.0	Nasdaq-100 VT5.0 VA戦略

1 お申込の撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）をすることができます

■申込者・契約者はご契約の申込日からその日を含めて8日以内であれば、T&Dフィナンシャル生命への書面（封書*1）での郵送または電磁的記録（メール）によるお申出によりお申込の撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）をすることができます（募集代理店では受け付けできません）。お申込の撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）を行なった場合には、お申込みいただいた金額を全額お返しします。

- ①お申込の撤回等をする旨の文言
- ②お申込者（契約者）の氏名（自署）・住所
- ③申込書番号（申込書控の右上または右下に記載されています）
- ④返金先口座（金融機関名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人）*2
- ⑤お申込の撤回等の申出日

*1 お客さまの個人情報保護のために封書にてお送りください。
*2 保険料をお申込みいただいた場合のみご記入ください。
なお、返金先口座はお申込者（契約者）の本人口座に限ります。

〈書面（封書）の送付先〉…8日以内の消印有効
〒114-8790
日本郵便株式会社 王子郵便局 郵便私書箱14号
T&Dフィナンシャル生命保険株式会社 契約課 行
〈メールの宛先〉…8日以内の発信有効
Mail : cs@tdf-life.co.jp

■お申込の撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）の書面や電磁的記録の発信時に死亡保険金のお支払事由が生じている場合には、お申込の撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）の効力は生じません。ただし、お申込の撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）の書面や電磁的記録の発信時に、申込者・契約者が死亡保険金のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

■法人・個人事業主や国・地方公共団体がご契約のお申込をした場合、お申込の撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）をすることはできません。

〈お申出のご記入例：書面〉

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社 御中

私は契約の申込の撤回を行ないます。

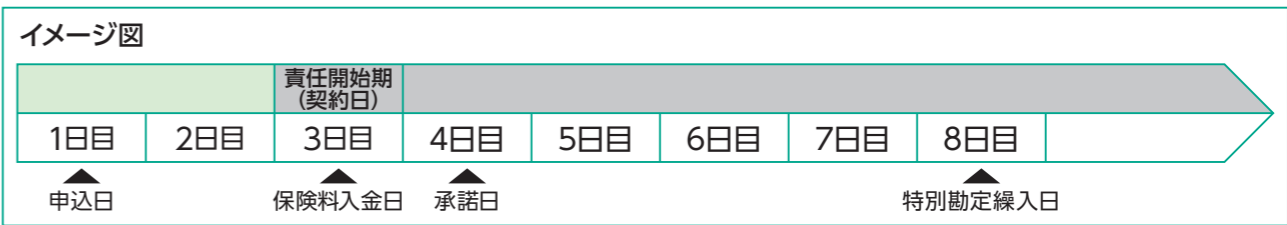
申込者（契約者）名 ○○○○
住所 ○○○○市○○○-○○○
申込書番号 * * * * *
返金先口座 ○○○○
普通 * * * * *
口座名義人 ○○○○

××銀行 ××支店

○年○月○日

2 T&Dフィナンシャル生命が承諾した場合、一時払保険料相当額の受取が完了した時からご契約上の責任を開始します[責任開始期と契約日]

- T&Dフィナンシャル生命がお申込みいただいたご契約の引受を承諾した場合、一時払保険料相当額の受取が完了した時からご契約上の責任を開始します。契約日はT&Dフィナンシャル生命の責任開始の日となります。
- 一時払保険料は、お申込日からその日を含めて8日目、契約日、承諾日のいずれか遅い日（その日がT&Dフィナンシャル生命の営業日でない場合は翌営業日）末に特別勘定に繰り入れます。
- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとT&Dフィナンシャル生命のご契約締結の媒介を行なう者で、ご契約締結の代理権はありません。したがって、ご契約は、お客さまからのご契約のお申込に対してT&Dフィナンシャル生命が承諾したときに有効に成立します。



3 つぎのような場合には、死亡保険金等をお支払いできないことがあります

- 死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたとき（未遂を含む）や、契約者、被保険者、年金受取人、死亡保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等の重大事由により、ご契約が解除となった場合
- ご契約の締結に際しての詐欺行為により、ご契約が取り消された場合や、死亡保険金の不法取得目的により、ご契約が無効となった場合（この場合、払い込まれた保険料は払い戻しません）
- 死亡保険金の免責事由に該当した場合（例えば、契約日からその日を含めて2年以内に被保険者が自殺した場合や契約者・死亡保険金受取人の故意によって被保険者を死亡させた場合等）
- その他、死亡保険金等をお支払いできない場合について、**くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。**

4 解約払戻金額は、お払込保険料を下回ることがあります

■この保険の解約払戻金額は最低保証されませんので、解約払戻金額は、特別勘定の運用実績および解約控除率の適用により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**解約払戻金額の計算について**くわしくは、P.19「契約概要」8「解約払戻金について」**をご覧ください。

5 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。
- T&Dフィナンシャル生命は、生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合においても保険金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構：TEL 03-3286-2820
[月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時]
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

■くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。



6 この保険は生命保険であり、預金や投資信託ではありません (募集代理店が銀行等の金融機関の場合、ご確認ください)

この保険は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険ですので、預金とは異なり元本保証はありません。また、預金保険制度および投資者保護基金の対象ではありません。

7 現在のご契約を解約・減額することを前提に、新たなご契約のお申込をされる場合、契約者にとって不利益になる場合があります

現在T&Dフィナンシャル生命または他社等でご加入されているご契約を解約または減額するときには、一般的につぎの点について、契約者にとって不利益となることがあります。

- 解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となる場合があります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約払戻金は、まったくないかあってもごくわずかの場合があります。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失なう場合があります。
 - 現在ご加入されているご契約を解約された場合、一度解約されたご契約は元に戻すことはできません。また、現在ご加入されているご契約を減額された場合、元の契約に戻す(復旧)取扱に制限を受けることがあります。
 - 保険料の基礎となる予定利率等は、現在のご契約と新たなご契約とで異なることがあります。例えば、新たなご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、通常、主契約等の保険料が高くなります。
- ※保障の見直しにあたっては、契約転換制度を利用する方法や増額・中途付加をする方法等もありますので、あわせてご確認ください。
- 新たに他の保険を契約した場合、年金原資保証のある保険を取り扱っていない可能性があります。

8 特別勘定について

特別勘定グループ・特別勘定の種類および特別勘定資産の評価方法について、くわしくはP.20「[契約概要](#)」9「[特別勘定グループおよび特別勘定の種類などについて](#)」P.20「[契約概要](#)」10「[特別勘定資産の評価方法について](#)」をご覧ください。

9 この保険にはつぎのようなリスクがあります

- この保険は、特別勘定の運用実績に基づき、死亡保険金額・積立金額・解約払戻金額などが日々変動(増減)する変額個人年金保険(生命保険)です。
- 特別勘定の資産運用は主に戦略連動債に投資をする投資信託を通じて行なわれ、投資信託は参照戦略の動きに連動する投資成果を目指します。参照戦略は、株価などの変動の影響を受け、投資信託の基準価額および特別勘定の運用実績は、参照戦略の動きに応じて変動します。
- 解約払戻金額は、特別勘定の運用実績および解約控除率の適用により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**
- 特別勘定の投資リスク(価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスクなど)は契約者に帰属します。
- 特別勘定による資産運用の結果が契約者の期待どおりでなかった場合でも、T&Dフィナンシャル生命または第三者(募集代理店の担当者など)が契約者に何らかの補償・補填を行なうことはありません。

10 解約払戻金のお支払いなどのお手続きを延期・停止することがあります

- 特別勘定資産の運用に大きな影響を及ぼす解約払戻金のお支払いについては、お手続きを延期することがあります。
- 戦争その他の変乱などの突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができない場合は、解約払戻金のお支払いなどのお手続きを延期・停止することがあります。くわしくは「[ご契約のしおり・約款](#)」をご覧ください。

11 借入を前提としたお申込はお取り扱いしていません

保険料を借入金で調達した場合は、特別勘定の運用実績によっては、解約払戻金額等が借入金および借入金にかかる利子の合計額を下回り、借入金等の返済が困難になることがあります。したがって、お払込保険料に充当するための借入を前提としたお申込はお取り扱いしていません。

12 税金のお取扱について

■払込保険料

お払込みいただいた保険料は、お払込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。

■死亡保険金

契約例			課税のお取扱
契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
本人	本人	配偶者	相続税
本人	配偶者	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者	子	贈与税

※契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人の場合、相続税法第12条の適用により、他の死亡保険金等と合算して、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)」まで非課税となります。

■解約払戻金

解約払戻金と払込保険料の差額(解約差益)は下記のお取扱となります。

年金の種類	ご契約後5年以内の解約	ご契約後5年超での解約
確定年金	源泉分離課税	所得税(一時所得) + 住民税
年金原資確保型終身年金	所得税(一時所得) + 住民税	

〈終身保険への移行後〉
所得税(一時所得) + 住民税の対象となります。

■年金

契約者が年金受取人の場合、下記のお取扱になります。

年金の種類	毎年の年金のお受取時	年金支払開始日に年金原資を一括受取する場合	年金支払開始日後、年金の現価等を一括受取する場合
確定年金	所得税(雑所得) + 住民税	所得税(一時所得) + 住民税	所得税(一時所得) + 住民税
年金原資確保型終身年金			

※指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人が年金を請求した場合においても、税金のお取扱は同様となります。
※契約者が年金受取人でない場合は、年金受取人に対して年金支払開始時に相続税法上の年金受給権評価額に対して贈与税が課税されます。

■年金支払移行特約(I型)、新遺族年金支払特約を付加した場合

年金は所得税(雑所得) + 住民税の対象となります。

※これらの特約を付加した場合の死亡一時金は、相続税法第12条が適用されません。
※指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人が年金を請求した場合においても、税金のお取扱は同様となります。



くわしくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご覧ください。また、税制については2026年5月現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性がありますのでご注意ください。個別の税務等詳細についてはお近くの税務署にご確認ください。

13 苦情・相談窓口について

■生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、つぎのお問合せ先へご連絡ください。

お問合せ先

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）

 **0120-302-572**

■この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス

<https://www.seiho.or.jp/>

生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

※お問合せ先については、（一社）生命保険協会のホームページでご確認いただくか、T&Dフィナンシャル生命お客様サービスセンターまでご照会ください。

14 保険金等のお支払について

■お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払を行いませんので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにT&Dフィナンシャル生命お客様サービスセンター（TEL:0120-302-572）にご連絡ください。

■お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」・T&Dフィナンシャル生命ホームページにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。

■T&Dフィナンシャル生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

■保険金等のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。

? この保険をよりご理解いただくための用語解説

特別勘定

この保険の資産を管理・運用するための専用の勘定をいいます。この保険では投資信託が投資対象先となっており、特別勘定での運用実績やリスクは契約者に帰属します（主なリスクについては下記をご覧ください）。

積立金

特別勘定で管理・運用されている資産のうち個々のご契約に係る部分をいいます。積立金額は、特別勘定の運用実績により毎日変動（増減）します。解約払戻金額は、解約請求を会社が受け付けた日の「積立金額」から「解約控除額」を差し引いた金額となります。

投資リスクについて

・価格変動リスク

株価が国内外の政治・経済・社会情勢の変化などの影響を受け下落するリスクをいいます。一般に、株価が下落した場合、ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

・金利変動リスク

金利変動により債券価格が下落するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

・為替変動リスク

外国為替相場の変動により外国通貨建資産の価格が下落するリスクをいいます。一般に、外国為替相場が対円で下落（円高）になった場合、ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

・信用リスク

株式や公社債などの発行体が経営不振などの理由により、利息や償還金を決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、このような場合、ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

